

構成員からのご意見		対応
1 の前 回 対 応 意 見 へ	(1) 基本構想の策定にあたっては、各論点をそれぞれの視点から出 せるだけ出した後に、調整をしながら具体化していくということだが、 基本構想はあくまで総論的なものかと思われる。論点を先に 絞ってしまうと、あとから各論点を有機的にリンクさせることが難 しい。バランスを考えた方がよい。	基本構想の策定にあたっては、庁舎の 再整備の軸となる理念や方針を 示しつつ、今後の検討における 様々な可能性の妨げとならないよう、注意 しながら策定する。
2 県 庁 舎 の 整 備 地 区	(1) 建ぺい率や容積率に制限 がある中で建替えとなつた場合に、 階 数や面積を増やすのか。	一団地の官公庁施設における建築面積（基準階建築面積の敷地面積 に対する割合）における建ぺい率は40%の制限があるため、 基準階を 大きくとることは難しいが、容積率の上限は600%のため、階数を増やす ことで面積を十分増やすことは可能 である。
3 アン ケート	(1) 回答者の年代に偏り があるため、年代を分けて全体との意見の 違いを伺いたい。また、 若年層の回答が少ない ため、アンケート やワークショップ等によりアイディアやイメージを聞くことが望ましい。	回答者を20～50代、60代以上の 年代に分けた上でクロス集計を行つ た 。若年層からの意見については、 こども向けパブリック・コメントの実施や、 こどもモニター制度の活用 をはじめ、意見等を伺う機会を今後設けたい。
	(2) 議会機能と行政機能 について、 分けてアンケートを行うこと が 望ましい。	基本計画の策定段階においてアンケートを実施する場合、 議会事務局 と連携し、議会機能に関するアンケート項目の充実を図る などした上で の実施を検討する。
	(3) 職員・各課アンケート ではテレワークやフリーアドレスについて調 査を行っているが、その他の機能や 要望等 についてはアンケート を行っていないのか。また、そういうた 職員の声を吸い上げること は 考えているか。	過去に実施した 執務環境調査 において、職員満足度調査として、 執務 環境や庁舎の利便性等 に関するアンケートを実施し、 課題を把握している もの 。 基本計画の策定にあたっては、より具体的な機能やスペースに関して検討が 必要となるため、 庁内意見をより丁寧に聞く機会を設ける ことを検討する。

第3回懇話会意見等への対応 2 / 4

	構成員からのご意見	対応
4 導入機能 (環境)	(1) ZEBランク取得は目的ではないので、目標に対し、 建築力、設備力、再エネ力の3つの視点で整理 いただくと、効果も分かりやすく整理できると思われる。	ご提案のあった 3つの視点で整理することが有効 であると思われる所以、環境性能の検討にあたっては、当該視点を積極的に取り入れていきたい。
	(2) CO2排出量を明示する動きが加速しており、国交省でも 制度化 を検討しているので、最新の情報を追っていく必要がある。	国は、 2028年度を目途に建築物のLCCO2評価を実施する制度の開始 を目指すこととしており、本事業も対象となることが想定されるため、 最新情報を注視 していく。
	(3) 那覇市庁舎の緑化の事例写真には違和感がある。その土地の 気候風土に併せてデザイン することが大事なので、適切な事例としていただきたい。	事例の掲載にあたっては、本県の気候風土を考慮し、 適切な事例を十分調査した上で掲載 する。
	(4) 未来の気温上昇への対応について、 余裕を持った空調機能力 とあるが 誤解を招く表現 と思われる。 空調機については、年間何日かしかないウルトラピークに合せ、過大な能力を持った設備設計がされてきたが、実際は小さい能力で運転することになるので運転効率が非常に悪い。 設備機器はいずれ更新が必要 となるものであるため、 その際に能力等を見直せば済む と思われる。	ご指摘のとおりと思われる所以、 過大な性能とならないよう、ライフサイクル全体を考慮した上で、最適と思われる性能を検討 していく。
	(5) 新築が前提の内容となっているため、 改修部分についてどこまでできるか ということも考えなくてはいけない。	改修部分についても、 できる限り新築同様の性能へ向上 することが求められると考えているが、 コストとベネフィットを考慮しながら改修レベルを慎重に検討 していく。
	(6) 地域景観への貢献として、 デザインコードの策定 とあるが、 県の施設で事例があるのか 。あるいは、他の先進事例はどのように進めているのか。	県有施設での事例は無いもの。近隣の事例としては、紫波町のオガールエリアでは、 オガール地区・デザインガイドライン を策定した上で、各施設が建設されているもの。内丸地区においては、内丸プランの内容を基礎とした デザインガイドライン 等が想定される。必要性については、盛岡市等と調整の上、今後検討していく。

第3回懇話会意見等への対応 3 / 4

構成員からのご意見		対応
5 導入機能 (防災)	(1) 東日本大震災の際は、12階の講堂に自衛隊の第九師団が入り活動を行った。そのようなことを念頭に検討を行っているか。	
	(2) 最新の庁舎の事例では防災の専用施設を設けることが主流となりつつあるが、必ずしも専用施設である必要ではなく、 庁内のさまざまな機能を災害時にフル活用することも含めて、防災機能全体を設計していく必要がある。	会議室や協働機能に資するスペースをはじめ、 庁舎全体として災害時の使われ方やタイムラインを想定した上で、フェーズフリーの考え方に基づいた計画を行っていく。 計画にあたっては、議会や関係部署と調整の上、 運用面でのルール作りも見据えた検討を行っていく。
	(3) 普段は別の用途に使う諸室についても、 災害時に防災機能として活用させてもらう約束事をし、事前に整備しておくことが重要である。議会も災害時には、活用させていただく必要があるのではないか。	
	(4) 災害情報システムのような、市町村をつないでの 情報連絡会議ができるような設備 についても、岩手県に 必要な機能は何かイメージしながら、庁舎全体の設計を考えていく必要がある。	防災対応に必要となる通信設備等の専門機器については、防災部門を中心に関係者と連携を図りながら、 必要な機能の検討を行っていく。
6 導入機能 (協働)	(1) 協働という観点について、 盛岡市役所との連携、あるいは役割分担 があると認識しているが、現時点でどういった整理をしているのか。	全県的な役割を果たす必要がある県庁舎という建物の性質を考慮した上で、 県が設置することが相応しい機能 や県庁舎が立地する 内丸地区に求められる役割 は何か、内丸プランや盛岡市役所の整備の検討状況を注視し、 盛岡市と適切にコミュニケーションを図りながら検討 ていきたい。
	(2) モビリティの話は非常に重要な要素であると認識しているが、 駐車場の必要性と、自家用車の使用抑制や公共交通の活用 という考えについて、 バランスをどのように考えているのか。	ウォーカブルなまちづくりの推進や自家用車利用の削減が内丸プランにおいて推進されている一方、 駐車場の附置義務 では相応の 駐車台数が求められる 状態にあることから、 盛岡市と連携を図りながら駐車場のあるべき姿を検討 する。
	(3) 民間事業者から選ばれる県庁像 とあり、かなり前向きな内容だと思うが、 どういう意味なのか。	官民が協働する県庁像の確立のためには、場所の整備だけでなく、 コーディネーション機能等の運営事業を備えた仕組みが重要 と考えており、関係課と協力しながら検討することが必要と考えている。
	(4) 展望室や飲食店、あるいは県産品等の商業施設もあると、平日休日問わず、交流人口の拡大になっていいと思う。その際に、地元の商店街や民間企業と共に存し、 市街地の活性化 につながる整備になってほしいと願う。	県庁舎として必要となる機能を精査しつつ、 過大とならないよう留意しながら、県民利用施設の充実や市街地の活性化に寄与する 県庁舎の在り方を検討していく。

第3回懇話会意見等への対応 4 / 4

	構成員からのご意見	対 応
7 導入機能 (働き方)	(1) 県の仕事は、部局を横断した連携等が広がっていくと思われるが、その際にIT化ももちろん必要だが、やはり顔を合せて相談しながら業務にあたるスペースや工夫といったものも必要と思われる。	場所にとらわれない働き方の進展に伴い、オフィスで働くことの価値を高める仕掛けが必要であり、協働スペースやフリーアドレスの導入等を始め、 部局をまたいだアイディアの交換等が可能となる、より出勤したくなる執務環境を構築 していきたい。
	(2) 執務環境について、まず基本となる広さや明るさといった、 物理的な環境 そのものについても触れた方がいいのではないか。	執務室における環境そのものについても考慮の上、基本構想の記載内容を検討していく。照度等における 具体的な数値等は、基本計画や設計段階において、基準を設定 していく。
	(3) ユニファイドコミュニケーション等の重要性は認識しているが、 システムだけ入れても使われない といったこととならないか。	課単位でユニファイドコミュニケーションを使用している部署はあるものの、 全庁的に使用できる環境には至っていない 。規模を広げて部局横断で使用したいという声もあり、 徐々に浸透している段階 にあると思料される。
8 庁舎規模	(1) 危機管理機能の面積検討 について、ベンチマークが市との比較となっているが、 都道府県のベンチマークは無かったのか。	ベンチマークの作成にあたっては、面積算定の条件等を統一したデータを使用しており、都道府県庁舎において、 同一条件で比較できる資料を準備できなかつた もの。今後、必要な資料を収集・分析の上、 基本計画において詳細な面積検討 にあたっていく。
	(2) 一部建替えの場合、知事局棟の面積に対する 不足面積が新庁舎の必要面積という考え方 となっているが、その考え方だけでは、 ライフサイクルを考慮した際に、選択肢が少なくなるのではないか 。昨年度は、 将来的に職員数が減少した場合、新庁舎に全ての機能を移すことができる といった議論もあった。	昨年度算出した必要面積25,000m ² に対し、機械的に計算した職員数の見通しでは、将来的に全て収容できる可能性があるといった議論があった。しかしながら、 将来の職員数を精緻に予測することは難しいこと、資材や労務費の高騰が著しいことを考慮し、現時点で最低限必要な機能を絞り込んだ上で面積を算出した もの。
	(3) 今回の 議会機能の面積 には、 議員会館の機能 は見込んでいるのか。	議員会館における宿泊機能は見込んでいないが、 執務室機能として、10m²程度の面積 を見込んでいる。